

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第29回）

### 第1 日 時

平成26年11月25日（火） 午後1時30分から午後3時30分

### 第2 場 所

さいたま家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

伊藤敏孝，井原徹太，大谷富夫，齋藤大巳，笹井啓二，澤崎俊之，関根正昌，中川深雪，船津貞子，古田浩，村上文子，柳了真，矢部憲春，山下美佐子（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）花井義治，市村彰，吉山博仁，高瀬和久，貝原弓子  
（事務局）加藤裕之，中儀昌宏，青木有子，清宮貴幸

### 第4 議題

「家庭裁判所における教育的措置について」

### 第5 議事概要

- 1 開会宣言
- 2 新任委員自己紹介（古田委員，伊藤委員）
- 3 退任委員紹介（井上委員，山田委員）
- 4 新委員長選任（古田委員長選任）
- 5 委員長代理選任（井原委員長代理選任）
- 6 委員から発表

「民生委員・児童委員の活動について」

#### 7 議題「家庭裁判所における教育的措置について」

- テーマの趣旨及び少年審判の流れ，教育的措置の意義等について説明をした上で，さいたま家庭裁判所で実施している教育的措置の内容（社会貢献活動，介護老人保健施設での活動，集団講習，思春期保健指導等）を説明した。特に，社会貢献活動については，少年の感想等を紹介しつつ，公園での清掃や花壇整備といった活動内容，様子等を詳しく説明した。

- 意見交換及び質疑応答

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

- さいたま家裁における調査・審判場面以外の教育的措置について，ボランティア活動，集団講習，思春期保健指導が行われ，集団講習の流れとして最後に少年と保護者に感想文を書かせて裁判官がその内容を確認して最終的な処分を判断す

るということであるが、それ以外のボランティア活動や思春期保健指導の場合には、そもそも不処分と決まった少年が対象となって行われているのか。

- ボランティア活動や思春期保健指導の場合も少年や保護者に感想文を書いてもらい、担当調査官も状況を確認した上で、裁判官に最終意見を提出している。必ずしも不処分、不開始を念頭に置いているわけではなく、結果を裁判官に報告して、裁判官が決定することになる。実際の流れでは、社会貢献活動を行った場合、終了後、担当調査官が少年に簡単な調査面接を行い、その結果を裁判官に報告し、裁判官が決定することが多い。
- 社会貢献活動は実際に年間何回くらい行っているのか、対象人数は年間でも何名くらいになるのか、実際の社会貢献活動の工夫点や留意点、それから社会貢献活動を実施して効果が認められる少年のタイプみたいなものを教えてもらいたい。
- 社会貢献活動は年間4回開催している。参加人数は、毎回概ね3人から4人である。留意点としては、プライバシーの保護の観点から少年同士のやりとり、話し合いを禁止し、名前を呼ばないようにしている。また、オリエンテーションで活動の目的と流れをきちんと説明し、野外活動であるので、事前にボランティア保険に加入することにしている。効果については、統計的な数値を取っているわけではなく、印象にすぎないが、やはりボランティア活動に意欲のある少年は、感想文にもあるように前向きに取り組んでいると思う。意欲がわからない、モチベーションが上がらない、積極的に活動の意義を見出せないといった少年、例えば、厳しい処分を受けたくないからとりあえず参加しておけばいいという少年については、なかなか効果が上がらないといった印象を持っている。
- 老人福祉センターにおける活動はどうか。
- 老人福祉施設における活動は、社会貢献活動とは異なり、連続して3日といった複数日の活動が必要なので、最近はやり返る少年がいないのが実情である。しかし、やり終えた後は良かったという感想があるようだ。
- 周りの方から「ありがとう。」と言ってもらえると、自分自身がやっているなと体験できて非行を犯してはいけないという気持ちになると聞いたことがある。
- 少年友の会は、家事調停委員の多くが会員になっている。家庭裁判所調査官と連携を取って、社会貢献活動を実施する際の援助を行っている。現在は、学生ボランティアの方も加わってくれており、少年に年齢の近い彼らの参加は非常に良いことである。調停委員は、少年の保護者よりも年齢的にやや高いが、むしろ調停委員の方が夢中になって参加している。一緒にやって良かったと言ってもらえるように工夫をしている。
- 結婚している夫婦の数自体が減少しているので、離婚調停の件数も減少しているが、その際に一番影響を受けるのは子どもであると感じている。実際の調停場面でも離婚に伴う子の意思の把握、子どもの立場に立った離婚の在り方というも

のを常に意識している。

○ 家庭裁判所に係属するという事は地域にとって大事件であるが、実際には審判不開始や不処分が多いということは、係属したことが大きな意味を持つと思う。教育的措置として家庭裁判所でこういう経験をしたということを地域に戻って先生方に話したりすれば意味を持つと思う。子ども達への個別の対応のところで教育的指導がどのように展開されているのか関心がある。

● さいたま家庭裁判所は思春期保健指導に特徴があると自負している。思春期保健指導の良いところは、医学的見地からの効果が見込まれることであり、1回で指導を終えるのではなく、決定までの間に複数回の指導を行っているところにある。

補足ではあるが、集団指導は比較的軽微なものに用いられることが多い。調査官の個別調査は、集団講習の受講態度が良くないとか、感想文を読んでも響いていないといった場合に行われ、個別に審判をすることもある。集団指導というものは一般的なものになりがちではあるが、その中でも個別にしなければならないものはピックアップできるようになっている。

● 他庁において、地域文化財の清掃活動に少年を関与させることによって教育的効果を高めているという例があると聞いているが、埼玉県内でも同じような活動ができる場所があるか、裁判所が開拓するにあたっての参考とさせていただきたい。

○ 社会との関わりという意味では一方的な清掃活動よりも、人との繋がりを持たせた方がいいと思う。例えば、長い人生を経験してきた高齢者の方と関わることで、若者が考え方を思い直したりするきっかけづくりになるのではないかと思う。

○ 介護施設のヘルパーが慢性的に足りない状況にある。ヘルパーの仕事とまではいなくても、高齢者と接する機会が結構あると思う。県内にも介護施設がたくさんあるので、そのようなところにアクセスするのも良いかもしれない。

○ マラソン大会などのスポーツの警備などのボランティアがあると思う。

○ 連続した日に活動するのは難しいとは思っているので、高齢者との関わりとして高齢者施設を訪問するだけでもよいと思う。

○ 地域の中には仏教、キリスト教などの宗教団体があるので、そのような所で心の世界もあるということを経験してもらうのもよいと思う。

○ 保護観察所が試行している社会貢献活動は、保護観察所で保護観察になっている者に遵守事項を定めている。その中に、社会貢献活動に参加するという項目を入れ込み、義務的に行わせる形になっている。回数としては5回を想定し、1回当たり2時間から半日程度を考えている。活動内容は、清掃活動や福祉施設での介助とか、それ以外にも開拓中である。本人達をどのように動機付けするのが難しい。保護観察決定を受けた者について家庭裁判所からの意見を参考に、遵守

事項を定めてきており、今後も家庭裁判所と連携してこういった活動の効果を上げていきたいと考えている。

- 家庭裁判所が社会貢献活動を行っていることを知らなかった。再犯の防止という面では審判不開始の場合であってもこのような教育的措置を行うことが少年の再犯の歯止めになるのではないかと思う。是非これからも社会貢献活動を広げて欲しい。
- ボランティア活動としては、高齢者福祉施設での介護補助、デイサービスセンターの活動などが良いと思う。ところで、再犯を行ってしまう少年というのは、どういった少年なのか。
- 盗みを繰り返す子もいれば、盗みをした子が今度は人を傷つけたり、薬物を使ったり、再犯事件も種々雑多であり、特に統計はない。
- 外国国籍の子どもが多い地域があるが、そのような子どもが再犯をしないように、マニュアルといったものはあるか。
- マニュアルといったものはない。文化にどのようになじんでいるのかといった環境要因によるのかと思う。

8 次回テーマ等の選定「当事者にわかりやすい調停手続について」

9 閉会宣言

第6 次回期日

平成27年6月5日（金）午後3時00分